

江戸幕府出羽国寛文検地條目について

多 仁 照 廣

(税務大学校租税資料室)

一 史料の概要

江戸幕府は、豊臣秀吉の「天正の石直し」を踏襲して、石高制を基礎とする幕藩体制をつくりあげた。石高は、土地の面積と地味を量り、穫米量と利用度を検査する「検地」によって決定された。検地は、幕府や藩の根本に拘るだけでなく、「百姓之身上定、生死之根本」^(注1)でもあったので、検地奉行は、検地役人や村役人に対して、検地の施行細則を定めた検地條目と諸心得を示し、彼等から起請文や検地受手形を出させ、検地が公平正路に実現されることを企図した。

ここに紹介する「御検地ニ付被仰渡候覺書」(税大資料室昭五三―仙台―二〇七)は、出羽国村山郡の御料所(幕府直轄領)を、寒河江代官松平清兵衛が、寛文一一―一二年(一六七一一―七二)に検地した時、村山郡入間村名主清右衛門が、代官よりの申渡しを覚書きしたのが原本である。しかし、原本は虫喰いや雨で痛んで読みにくくなってしまったので、後代の清右衛門(幕末頃)が写したのがこの史料である。

この「御検地ニ付被仰渡候覺書」には、検地心得、起請文、検地受手形、検地條目、それに入間村検地の様子などが記録されている。^(注2)中でも、寛文一一年亥三月一三日の「覺」は、いわゆる検地條目であって、全国的規模で行われた幕府の寛文検地の仕方を窺うことのできるものである。寛文検地については、検地條目が従来あまり知られておらず、また、石盛法に以前より論議のある出羽国寛文検地の検地條目でもあり、貴重な史料である。

元来、この史料は、山形県西村山郡西川町入間の入間清右衛門家に所蔵されていたのであるが、他の史料と共に故紙

として売却されてしまった。これを山形市諏訪町において、米沢の「沖正宗」の分家として酒造業を営まれていた浜田宏輔氏が、酒造用木桶の目張り用に購入して使用された。戦後、浜田氏は酒造業を廃業され、史料は倉庫に保管されていたのであるが、昭和五年三月、山形税務署を通じて、税務大学校租税資料室に史料を寄贈された。この寛文検地條目は、その寄贈史料中より見いだされたものである。

(注1) 慶安二年二月「検地掟」(若木近世史研究会『條令拾遺』六一頁)

(注2) 「御検地ニ付被仰渡候覚書」中、寛文一一年亥三月一三日「覺」の前に、表題・年月日不詳の条文九ヶ条がある。これは、慶安検地などの例から見て、検地仕様覚に相当すると考えられる。

二 江戸時代の入間村の概況

入間村は、月山の南方山麓、最上川の支流、寒河江川の溪谷に位置する山村である。

江戸時代初期、入間村は最上氏の領地であったが、最上氏が御家騒動によって改易されると、元和八年、旧最上領は、鳥居忠政(山形城)、酒井忠勝(鶴岡城)、戸沢政盛(真室城)、松平重忠(上山城)などの譜代大名に分封され、上杉、伊達、佐竹らの外様雄藩の抑止力となった。この時、入間村は、御料所(寒河江領)と、酒井忠政の弟、酒井直次(左沢領)の入り組み支配地となり、寒河江領は、鳥居氏の領地とされた。寛永十三年、山形城主には、鳥居氏に代わって保科正之が移封されてき、領地であった寒河江領は、同年に、小林重郎左衛門がはじめて代官として着任してより、幕府出羽代官の支配地となった。^(注1)その後、安政元年、日米和親条約によって、下田・箱館の開港が取り決められる

と、安政二年に、松前藩領蝦夷地収公の代替地として、陸奥国伊達郡と出羽国村山郡の内、約四万石が松前藩領となり、寒河江領入間村も松前藩領に編入されて明治維新に至ったのである。^(注2)

一方、左沢領は、寛永八年、領主酒井直次が死去すると、宗家の忠勝の支配するところとなった。しかし、寛永九年、肥後熊本城主加藤忠広が改易されて、身柄を酒井忠勝に預けられることになり、幕府は忠広に「勸忍分」(一期所領)として左沢領一万石を給付した。この時、酒井忠勝は、監視の便から、忠広を自分領地の庄内の丸岡に移して左沢領に替えて与えた。そこで幕府は、忠勝に左沢領を与え、以後幕末まで、左沢領は酒井氏の領地となった。^(注3)

寄贈史料中には、入間村の生活や経済を細かく知り得る史料は残念ながらほとんどない。僅かに、宝暦三年、寛政六年、文化二年、天保九年、明治二・三年の村明細帳があるので、これらから村の様子を窺うことにする。^(注4)

入間村の村高は、宝暦三年の明細帳によると、四五〇石九斗四升四合(内、左沢領分一三八石三斗七升)で、これに承応元年より開墾された兵助新田二一石六斗六升があり、惣高四七二石六斗四合であった。この村高は、明治三年の明細帳まで同様である。また、後述するように、入間村本村の村高四五〇石余は、鳥居忠政の預地となった元和八年の村高とほぼ同じであった。^(注5)

家数は、本村・新田合わせて、寛政六年七六軒、天保九年七一軒、明治二・三年六八軒と減少している。しかし、人数は、寛政六年三二二人、天保九年三五九人、明治二・三年四〇四人と増加し、一軒当りの人数は、四・一人から五・九人になっている。男女別にみると、寛政六年と明治三年を比較すれば、男子が一八二人から二〇九人と約一五%の増加であるのに対して、女子は一三〇人から一九五人と五〇%も増加している点が目立つ。但し、男女比は、寛政六年が男一・四対女一であるのに比べて、明治三年では、男一・〇七対女一と、ほぼ一対一の比率に近くなっている。

生業は農業であるが、その外には枿作りや薪作りが見られる。天保九年以後の明細帳には、「農業之外、男女共第一蚕養ひ申候」とあり、その他には、酒造・青芋・砂金・大工などがある。入間村の戸数が、江戸時代後期にかなり減少をみせるのは、天保期より明治二年までの間だけでも、総村高の約一九％を川欠や山崩れで失ない、土地の譲渡もかなりみられることから容易に推測できるが、家数が減少しているのに、一軒当りの人口が著しく増加しているのは、養蚕などの農間余業の発達が背景にあるものと考えられよう。

(注1) 西村山郡役所『編年西村山郡史』巻之三

(注2) 安政三年「被 仰渡候御請書」税大資料室昭五三―仙台―三七・明治一七年「(問答書)」税大資料室昭五三―仙台―一九

(注3) (注1)・(注2)と同じ

(注4) 宝曆三年「羽州村山郡入間村明細指出帳」税大資料室昭五三―仙台―四

(注5) 寛政六年「羽劬村山郡入間村明細差出帳」税大資料室昭五三―仙台―九

(注6) 文化二年「(兵助新田明細帳控)」同年「(入間村明細帳控)」税大資料室昭五三―仙台―一〇・一一

(注7) 天保九年「村差出書上帳」税大資料室昭五三―仙台―二〇

(注8) 明治二年「村明細取調書上帳」税大資料室昭五三―仙台―九六

(注9) 明治三年「明細村鑑書上帳」昭五三―仙台―九七

(注10) 西村山郡役所『編年西村山郡史』六六頁

三 初期検地條目と寛文検地條目

江戸幕府の初期検地條目は、慶安二年の検地條令が初見であり、その外に、天和二年越後検地、貞享三年上野検地、

(注1)

(注2)

(注3)

元禄三年高遠^(註も)検地、元禄七年飛驒^(註も)検地が知られている。^(註も)初期検地條目の検討は、北島正元『江戸幕府の権力構造』に詳しい。ここでは、出羽国寛文検地の検地帳などの関連史料を検討する便宜を得られないので、上述の検地條目と出羽国寛文検地條目を簡単に比較するに止めておく。以下、寛文検地條目の特色を箇条書にする。

- ① 間竿は、他の検地條目と同じく六尺一分で、三〇〇歩一反である。
- ② 位付は、上・中・下の三段であるが、検地帳には下々が見える。位付に上々が加わって五段になるのは天和検地條目が初見である。

③ 薪・油・野菜・酒などの検地役人への賄いを厳しく制限し、女性による接待を禁止するなど、慶安検地條令と同じように、厳しい規制を設けている。さらに、官給筆墨以外の使用禁止にみられるように慶安検地條令よりも一層厳しい内容となっている。

④ 寛文検地の時まで、刈高が残っていたことを指摘し、これを石高に転換させる目的を明らかにしている。

⑤ 畔や道際の打方などに見られるように、竿の打方に細かな規定がある。また、田の状態によって、「腰打」、「次打」、「水縄」などの異った打方をする^(註も)こと指示している点は、他の検地條目にはみられない。

⑥ 「取米付」、「分米付」という違う方式の石高評価法を同時に行っている。

⑦ 慶安検地條令にあった案内の名主等の屋敷に対する少分の除けはなくなり、朝夕の食事時の同席者を厳しく制限するなど、依怙蟲眞なく、またそうした印象を他の村人に与えぬように細かな配慮が求められている。

右の特色から見る限りでは、出羽国寛文検地條目は、慶安検地條令を原型としながらも、検地技術の細かな点の統一をはかっており、検地役人の不正防止にも重点が置かれている。しかし、他の検地條目には見られる分附の問題などは

なく、寛文一三年に発せられた分地制限令に抵触する箇条がないことなどは気懸りである。また、⑥で指摘した石高評価法の重複は、寛文検地の最も重要な問題であるので、次項において若干の検討をしたい。

(注1) 若木近世史研究会『條令拾遺』 六一〜六三頁

(注2) 新潟県中頸城郡教育会『中頸城郡誌』第二卷 一〇三〇〜一〇三五頁

(注3) 大蔵省『日本財政経済史料』第二卷 一一三五〜一一三九頁

(注4) 前同書 一一三九〜一一四五頁

(注5) 司法省『徳川禁令考』第六帙 四六三〜四六八頁

(注6) 竹安繁治『近世土地政策の研究』には、「地方落穂集」にある「古代の条目」を、寛文一三年分地制限令以前の條目と断定されている。

(注7) 竿の打方は寛文検地條目の特色であるが、竿や水繩の製法については天和検地の細目に詳しい。

四 寛文検地の石盛

出羽国における江戸時代初期の検地は、最上義光の慶長検地、鳥居忠政の元和検地、保科正之の寛永検地、それに寛文の御料所検地があった。これらの出羽国初期検地についての主要な研究には、長井政太郎「出羽国検地帳の研究」(社会経済史学会『社会経済史学』一五卷)、柏倉亮吉「徳川時代の石盛の一問題」(読史会創立五〇年記念『国史論集』)、伊豆田忠悦「羽州村山地方における近世初頭の検地について」(小葉田淳教授退官記念『国史論集』)、渡辺信夫「村山地方の石盛について」(山形歴史学会『山形の歴史』一四号)などがある。菅田慶恩・横山昭男『山形県の歴史』

にも、問題の所在が簡明に述べられている。

出羽国初期検地の研究史上、最も議論の多いのが、田方に、通例の倍もある異常とも思える石盛が行われた寛文検地の問題である。寛文検地の石盛は、上田で三二にもなる高い石盛があるといわれ、入間村の場合も、上田二八・中田二六・下田二四・下々田二二であった。^(注1) このような高い石盛がつけられた理由については、石盛が玄米によらず粃によつたとする安孫子麟「幕末における地主制形成の前提」(同『明治維新と地主制』)と、実際の生産高と相応しくない擬制的石盛であるとする柏倉亮吉前掲論文の、対立する二つの見解がある。しかし、その後の渡辺信夫・伊豆田忠悦前掲論文においては、基本的には擬制的石盛とする見解が支持されている。

柏倉論文によれば、寛文検地によって高い石盛が付けられた理由は、寛文検地の結果、算出された村高が、通常の石盛であると、それ以前の村高よりはるかに低くなってしまいが、以前の村高を減額訂正することも出来ないため、無理に石盛を引き上げて、以前の村高に近い石高にするという政治的配慮のためであるとされている。また、高い石盛をつければ農民の負担が過重になるが、この点については、以前の検地と同じく、定引や検見引で控除したので、実際の農民負担は、高の二〇〜三〇%位で、以前とあまり変化はなかったと指摘されている。^(注2)

寛文以前のどの検地によって寛文検地の石高決定が拘束されたか明確ではないが、入間村の場合、元和八年、鳥居氏の預地となった時、村高は四四九石一斗七升で、寛文検地の本村分四五〇石九斗四升四合とほとんど同じである。また、入間文書中、天保一〇年「御用留帳」にある、白岩領山内村々が、本年貢以外の諸賦課免除を柴橋代官所に嘆願した訴状に、^(注3)

白岩村附山内村々之儀は、従往古白岩領八千石ト相唱ひ、寛文拾二丑年、松平清兵衛様御検地御改御座候所、取高

八千式拾石余之内、或千三百四拾石余不足ニ相成候由ニ而、元高合候様ニ盛ヲ上セ候ニ付、地方不足之分ハ定引ニ被渡候ニ付、十分之豊作ニ無御座候節は、年々破免申上、定御検見被仰付来り罷在候（下略）

とある。この訴状の文面によつても、寛文検地では、検地の結果が元の村高に不足したため、元高に合うように石盛を操作したこと。形式上の村高と実際の生産力との格差は、定引や定検見で補つたことを知ることができる。

渡辺論文によれば、寛文検地は、坪疇をして石盛を定め、石盛を田畑の反別に乘じて分米（收穫高）を求め、分米に免（年貢率）を乘じて取米（年貢高）を決定するという通例の厘付取の仕方ではなく、寛文検地以前よりの村高と年貢率を變更せずに年貢高を求め、その年貢高と年貢率から求められる擬制的な收穫高を、面積で除することによつて高い石盛が定められたとされている。さらに、こうした石盛が、検地後かなりの月数を経てから決められていることより考（注5）えて、寛文検地は、石盛を定めてそれにもとづいた收穫高の掌握を行ったのではないと指摘されている。

確かに、渡辺論文に指摘する寛文検地の性格は、検地帳の現実から考へて結論としては妥当であろう。しかし、結果と経過は單純に脈絡しない場合もある。すなわち、寛文検地條目の二〇條目には、

一 田畑屋敷共、分米付ニ可被成候哉、跡々之通取米付ニいたし、其取米にて高勘定可致候哉、重而得御下知可申候、若分米付ニ被成候時之ため、其村々にて石盛勘と、別紙ニ付置可申候事

とある。この條文から見ると、以前よりの「取米付」（寛文検地帳奥書には、「石代取米」とあり、村高に免を乘じて取米を求めるが、石盛はない）と同時に、「分米付」（＝厘付取）も実施されており、石盛法による收穫高の掌握も行われていたと考えることができる。

寛文検地は、結果として、従来の検地によつて定められた村高と年貢率を基準に、擬制的な分米と石盛を算出して検

地帳を調整した。しかし、検地の段階で石盛、分米が算出されているにも拘らず、後日になって擬制的な石盛と分米をわざわざ計算したことは、出羽国寛文検地に新たな問題を提起するものであろう。^(注6)

(注1) 宝曆三年「羽州村山郡入間村明細指出帳」税大資料室昭五三一仙台一四 田方以外の石盛は、上畑八、中畑七、下畑六、下々畑五、尾敷一〇。新田は、中田一三、下田一一、下々田七、中畑三、下畑二、下々畑一。

(注2) 伊豆田論文では、寛文検地の実施された地域に、元和検地による斗代法が施行された地域とそうでない地域では、不足の出方に違いがあると指摘している。また、農民負担もあまり軽減されておらず、五〇〜七〇%台であったとしている。

(注3) 西村山郡役所『編年西村山郡史』巻之三 寒河江領入間村三二〇石八斗。左沢領入間村三八石三斗七升。但し、左沢領分は、明細帳等には、一三八石三斗七升とあり、『編年西村山郡史』は「百」が脱字していると考ええる。

(注4) 月日不詳「乍恐以書付奉御願候」(天保一〇年『御用留帳』税大資料室昭五三一仙台一一)

(注5) 幕末頃の写しである。「羽劔取上寒河江領之内村山郡入間村新田御検地帳」(税大資料室昭五三一仙台一一)の日付は、寛文一二年四月二一日であるが、奥書の「右之通田畑致検地、前々者石代取米ニ而候ヲ、五ツ之付を以、今度もリニ直ン候、御勘定所江申上、以御下知如斯ニ候以上」の日付は、寛文一三年九月となっている。

(注6) 寛文検地に関する研究として、高橋裕子・梅津保一「近世幕府直轄領における租税制度」(山形大学教育学部歴史学研究会『山大史学』三号)に好事例が報告されている。また、半田市太郎「羽州由利刈高考」(地方史研究協議会『地方史研究』一五一号)では、太閤検地後も刈高が存在し、御料所における石高制への転換の際に、村山郡と同様に高い石盛が付けられていることが指摘されている。由利郡は江戸時代初期には、村山郡と同じく最上領であるので注目される。

寛文拾貳手年

御検地ニ付被仰渡候覺書

四月

寒河江領入間村

清右衛門扣

(表紙)

覺

一 今度之検地帳ニ先水帳之古間をかた書に可仕候、但、古間無之何百疇何拾疇と有之ハ、其通をかた書可致事

一 検地致候所私領方寺社方入組有之ハ、其所々へ銀山留主居并検地致候者連書ニ而断申遣、田地境へ百姓出合候様に可仕候事

一 検地致候者とも扶持米塩増持参候而、やさい其所ニ有之物にて一汁一さひニ可仕候、酒ハ一切停止ニ候、薪油之義ハ其所ニ而遣可申候事

寛文十一年

亥二月

松 清兵衛

清水庄兵衛との

福永彦九郎との

検地役人中

覺

- 一 田畑畝考歩之所も無隠庄屋地主致案内、檢地之者ニ見せ、竿請可申事
- 一 本田新田之わかち、并田畑上中下之位付、古屋敷新屋敷之わけ、先水帳を以、無紛あり躰ニ可申聞事
- 一 他郷之田畑、并寺社領入組之場所、又ハ永引之場、無紛有躰ニ可申聞候事

寛文拾貳年

子四月

松平清兵衛

寒河江領村々

名主惣百姓中

起請文前書

- 一 今度何領之内村々田畑御檢地掛者共ニ被 仰付候、銘々場所庄屋地主案内を以、本帳ニ引合見分いたし、御檢地可仕候事

- 一 田畑上中下之位付并檢地方、御公儀様御損も無御座、勿論百姓茂迷惑不仕様に檢地可仕候、縦令親類縁者近付之ものに御座候共、少茂依怙蟲眞なく有体ニ可仕候事

- 一 御檢地竿取并帳付之義、百姓之内ニたとひ親類縁者近付之ものニ御座候とも、少しも依怙蟲眞なく有躰ニ竿打帳付可申候事

- 一 百姓中間若爭論之田地御座候ハ、及心之所吟味いたし、依怙無蟲眞相濟可申、突々不濟義御座候ハ、可得御下知事

一 今度就御檢地、其時も跡先ニも百姓方より何によらず禮物一切受用仕間敷候、他所之町人百姓出家侍何人より之音信ものも、今度之檢地に付送ら(ん脱カ)と心中に存寄候而、是又受用仕間敷候、勿論女人に對不作法成儀仕間敷候
右條々於致相違、檢地役人神文下

(下)
趣證文之事

一 今度何村田畑御檢地被 仰付候、他郷之田畑境并寺社領境、前々之通有躰に懸御目、紛れ候義申上間敷事
一 当村百姓銘々持高本田新田共、毫歩之所も無隱御案内いたし、御竿請可申候、并田畑上中下位付之儀、又ハ本田新田之場所、無紛先水帳ヲ以引合可申上更
一 今度御檢地之御役人衆江、何にても一切御馳走仕間敷候事
右之條々於致違犯(以下欠)

何村

庄屋

たれ

与頭

たれ

差上申手形之事

一 今度何村田畑御檢地に付、庄屋百姓銘々地坪御案内仕、御見分之上、依怙(無脱カ)眞、委細有躰ニ御檢地被成候間、何に

ても少しも申分無御座候事

一 他郷之田畑境并寺社領田畑境、前々之通有躰ニ掛御目、持高之内本田新田とも沓畝沓歩之所も不隠置、有躰御案内仕御竿請申、若少し成とも隠置候敷、又ハ寺社領他郷田畑ニ付紛候儀申上、以来外ハ訴人御座候ハ、地主之儀は不及申、庄屋五人組とも何様之曲事ニ可被 仰付候事

一 田畑先水帳を以引合懸御目申、御竿尺之義は、如御作法六尺竿にて御檢地被成候事

一 今度御檢地に御出之衆中にては禮物進不申、勿論少しも御馳走不仕候、并不作法成儀無之候間、少しも申分無御座候事

右之通御座候故、連判手形仕差上申候、若以來何角申者御座候ハ、偽ニ而御座候間、其者之義は不及申、其五人組并庄屋ともに急度曲事可被 仰付候、為後日仍而如件

寛文十二年

子四月

何村

庄屋

たれ

与頭

たれ

百姓

たれ

〽

松平清兵衛様

右之通、検地以後手形可申付候間、其心得にて相違無之様に案内いたし、竿請可申候

差上手形之事

一 当村田畑御検地被成候御衆御扶持米塩増は、御手前被成御持参、薪油野さい之義は、当村より出し申候、朝夕之義、有合之ものにて一汁一さへに仕候、酒ハ一切進不申候、当村御逗留中薪油野さへ并帳紙入候分、銘々小帳ニ記、別紙に差上申候、右帳面之外は、何にても少しも郷中より出し不申候、為後日仍而如件

年号月日

何村名主

たれ

与頭

たれ

百姓

たれ

〃〃

あて所御検地御役人

一 山野邊領より検地可被致候覚書老通、我等方より百姓前へ出し候書付老通、検地いたし候もの共可仕上神文前書老通、

檢地相濟候以後百姓前より取可申候手形案内紙二通、以上六通別紙存候間、可被得其意候、我等方より之書付へ、領頭ニ置写を致、老通宛山野辺村々相渡可被申候、百姓前より取候手形文言、檢地いたし候前に百姓中へ讀為聞写候而渡置、檢地相濟候以後、如此手形取候間、左様心得候様にと、前かた為申聞、檢地極候村々、早速手形取可被申、右村々より取候手形ニ書のせ可然義ニ候へ、書付可被申候

一 檢地始之節は、庄兵衛彦九郎も彼地參、檢地致方二三日も見候而、諸事念を入鹿相無之はか行候様可被申談候、半兵衛も檢地有之事候

一 檢地いたし候義、あせきわ道きわ之分へ、三四五寸迄も除候而竿打可然候、併見積りあせきわ道きわ迄打詰可然所は、其通に打可被申候、檢地始候而四五日も打候て、先高に引合大積り相考打候様ニ被致、尤不及申候へ共、檢地致候ものとも、右之通申合一樣可被致、漆山領も檢地有之筈ニ候、万事佐野午兵衛殿手代衆とも申合一樣致尤ニ候

一 檢地ニ入候筆墨は、公儀より渡候由ニ候間、可有之帳紙之義は、其所申付遣可申候事

一 檢地いたし候郷中ニ有之候寺社領、御朱印も無之候而御年貢も不出所ニは、今度竿打候而、別帳ニ付置可被申候、御朱印地之分へ、得御下知竿打候事、追而可申遣候、并のそき屋敷之儀、是又今度竿打可被申、只今迄何様之義候而除有之趣書記置可被申候、御年貢之儀は、得御下知候様ニ可致候間、左様心得可被申候

一 檢地いたし候村々名主百姓中ニ申付、一村限り繪圖為致、田畑屋敷并林野山川有所書付、田畑之位上中下之場所書付させ置候而、檢地いたし候節、田畑上中下繪圖をも相考可然候、尤いにしへ上之所、今程は中ニも下ニもなり、下之所上ニ成候所なとも可有之候間、左様之所能与考、上中下之位付可被致候、繪圖ニ田畑あせ之ある所迄、明委ニ書付候事ニは無之候、何之方より何之方まで之内上、何より何迄中下と書せ候様ニ致し置候、勿論繪圖手間取結講ニ致

候事無用候、何紙にも書せ可被申、繪圖も大成ハ悪敷候、紙式三枚沾つき候てくるしからず

- 一 其元、村々検地いたし候付、御藏入之内ニ有之寺社領、たとへ御朱印地にて候とも、其寺社領へ申談、寺社領とも
 検地可仕旨、御勘定所より被 仰渡候而、右之通相談寺社領ともニ検地可被致候、無左候へハ、御藏入田畑入組候処
 不分明ニ付、右之通被 仰候寺社領田地、たとへ御朱印之面々多く候共、此方へ取申事ニ而無之候、其段氣遣不致様
 ニ可被相談候、無左候へハ氣遣ニ可被存候而如此に候、不及申候得共、寺社領之分ハ別帳に致可被置候
- 一 寺社領分ハ、右之通検地可被致候、御藏入ニ入組候而、私領方田地検地致事ニ而無之方、左様ニ心得可被申、為念
 申遣候

- 一 検地竿大工かねにて卷丈式尺式歩ニいたし可被申候、卷間に卷歩宛よけい有之尤候

覺

- 一 検地竿卷丈式尺式歩、卷間ハ六尺卷歩ニ可仕候事
- 一 竿打様、大形は腰打、又ハふけ田など有之腰打ニ難成所ハ、次打か水繩に可致事
- 一 田たとへ卷反有之所、あせ式歩も有之田數何枚有之候は、作人同人に候は、卷竿に成とも式竿ニ成共、見分次第竿
 打、其打からミ候田之内ニあせ有候へハ、其あせ之ふとさ程引可被申、但、あせ立よこニ有之候へは、其あせの有之
 方間を引可被申候
- 一 大成田、作人卷人ニ而持候へハ、竿入所見分手間取候は、式竿にも三竿にも打可被申候事
- 一 あせきわら五寸宛除打可申事、但、所ニよりあせきわより打候義も可有之候

一 三百坪壹反之勘定ニ可致候

一 往還之道通ハ、道きわら壹尺程も除竿打可申、又六七寸より壹尺迄之内ハ見分次第に可致候、壹尺迄除事ハ致間敷候、作道馬除ケ之道者、あせきわら同前五寸程除可申候、打掘土上ケ之義ハ、見分次第見斗ヒ竿打可申候

一 古ハ屋敷候ヘハ、其屋主退轉いたし畑ケ成有之候ハ、畑ニ可致候、勿論帳之かた書ニ古間屋敷之分ケ書付付可申候、町屋之義ハ、畑ニ成有之候ハ、以前之通屋敷ニ可致候

一 田方之内、近年屋敷ニ罷成候屋敷ニ可致候、勿論帳之かた書ニ古間何田之分ケ書付可申候

一 田方之内、新屋敷ニ望候ハ、見分いたし竿打候而、其帳面ニ新屋に仕度旨断書いたし置、重而御下知可申候事

一 古ニ田方水不自由ニ付、年々不作致候場所、此度畑ニいたし度と望申候ハ、見分致、田ニ成兼候場所に候ハ、

先田方ニ檢地致、以來田ニ罷成間敷趣并百姓訴詔申わけ帳ニ書付置、得御下知可申候事

一 川端に有之田畑、年々川欠有之かけ残候端檢地之儀、田畑欠口之見分次第、川はたを少し宛除竿打可申、除候寸尺只今離極事

一 屋敷地又ハ略詰り候ハ、畝引有之分ハ相改、其断野帳ニ書付可申候、野帳ニ書付様、古間を書付、其下ニ内何程畝引与書付可申候、右畝引程上中にて位付を直し可申候、重而得御下知候様ニ可致候間、上田を何田致候ヘハ以前之畝引之取米ニ合候哉、其訳書付置可申候、勿論其田米之様子を考可申候、但し、畝詰り候而、以前畝引有之旨申候ハ、此度打候間にて勘定いたし候ヘハ、其わけ入間敷候

一 檢地致候村々、御朱印地入組有之候ハ、其寺社に断、御朱印地共檢地致、御朱印地之分ハ、別紙付置可申候
一 御朱印之外、前々々除候地方有之候ハ、是又檢地致、別帳ニ付置、重而得御下知可申候事

但、田畑屋敷共ニ

一 検地仕候村に、他郷之田畑入組有之分、上中下之位付、其おや郷之なみに先位付致、帳ニ心覚仕置、重而得御下知可申候事

一 御藏屋敷之儀、検地致、帳ニ付置、得御下知、高之内ニなる共、又ハ外ニ成とも、御下知次第ニ帳仕立可申候事
一 藪下并木之下にて、木かけニ成候田畑之義、見分次第少し宛は木かけ除竿打可申候事

一 田畑上中下之位付、古帳を見合、場所見分いたし位付可致事

一 田畑屋敷共、分米付ニ可被成候哉、跡々之通、取米付ニいたし、其取米にて高勘定可致候哉、重而得御下知可申候、若分米付ニ被成候時之ため、其村々にて石盛勘と、別紙ニ付置可申候事

一 帳面ニ間尺之外は付申間敷候、但、八寸方上は尺ニ直し可申候、覚も其所見分次第ニ可致候

一 野帳かた書、先帳之間尺を上中下之訳書付可申候、間尺無之反歩も無之、何百疋と有之候ハ、其わけ書付可申候、村により上ノ田畑之内ニ取米付何色も有之候ハ、其訳田ことに銘々書付可申候、中下右同断上中下三段ニわかり米付有之候ハ、銘々ニ書付候迄ハ有之間敷候

一 耆ケ村ニ田畑有所并上中之訳繪圖に為致、其繪圖之上中下を、場所引合見分致、位付可致候、古ニ上之所、此度は中ニ成候義も可有之候間、能々見分致位付可仕事

一 検地四五日も致候ハ、勘定仕、先帳ニ引合見候而考可致候事

一 耆ケ村切ニ神文申付候儀、血判之義、其村々庄屋与頭斗リニ申付候様ニ可致候

一 検地いたし候ものとも、扶持米塩増持参候而、野さへハ其所ニ有之物にて一汁一さいニ可仕候、酒ハ一切停止ニ可

致候、薪油之義は其所ニ而遣可申事

一 檢地致候所、私領方寺社方入組有之ハ、其所々へ断申遣、田地境へ百姓出合候様可致候、状遣候儀ハ、此方留主居并檢地致候者方々郡奉行衆、迄可申遣事

一 檢地之内、薪油やさい其所より出し候帳面仕度上ケ候様ニ、其村々へ可申付候事

一 此方朝夕、名主所ニ而致候節、百姓之義は不及申、相名主ニ而も朝夕一切不申様、堅く可申渡候事

一 墨筆之儀、此方より持參可致候、帳紙之義は其村々出し可申候、せい帳ハ能あつ紙ニ而可仕候、野帳ハ大奉中ノ紙ニ而可致事

一 古新田之外、近年之新田有之ハ、一通ニ竿打帳巻冊ニ可致事、但、得御下知見立候新田場は、別帳ニ致置、重而得御下知可申候事

一 山内ニ有之候耆年作り之かの畑ハ、竿打申間敷候、但、場所見分候而、年々作り可申様子ニ相見へ候ハ、檢地可致事
一 川欠并荒地有之所ハ、先帳を以其場所見合、先帳之反歩書貫可申候事

寛文十一年

亥三月十三日

宅伏久左衛門

青山半右衛門

福永彦九郎

熊田吉兵衛

川井徳兵衛

清水庄兵衛

梵天帝釋四大天王惣
 テ日本國中六十餘州
 大小神祇殊伊豆莒根
 兩所權現三嶋大明神
 八幡大菩薩天滿大自
 在天神部類眷屬神罰
 冥罰各可罷蒙者也仍
 起請如件

寛文拾貳壬子年四月入間村庄屋清右衛門拾九才にて御檢地御案内覚書

一 四月十五日、川井徳兵衛様原伊兵衛様小林七右衛門様設楽与兵衛様入間村着、当村新田道下にて御檢地御竿被成、地主小作前夫より征やかたまで御越しにて、御檢地被成候事

一 す之又村庄屋小兵衛へ一泊被成、清右衛門へ相かへり御泊り、又々十七日す之又よりかるい沢へのほり御檢地被成、同入間新田御竿入被成候事

一 十九日、水ヶとろより御檢地被成候

一 廿日ハ大雨ふりにて御休ミ、御勘定被成候事

一 御朱印は勿論、堂宮敷内へハ御竿入無御座、其外御書付等有之田畑ハ、是迄之通被 仰付候事

一 一ツ小柳にハのほり不被成、清右衛門宅南ノ方に向へ、水帳江引合一ツ式ツと御檢地被成候事

一 木ちん等御濟し、廿二日、寒河江へ御帰り被成候

右は、先祖清右衛門十九才、寛文拾貳_手年四月、御檢地之次第覚書、年数相立、虫喰雨朽等にて、文字不相分様相成候三付、如以前無相違書替申候、仍而如件

寒河江領入間村

清右衛門